省　　令

○経済産業省令第一号
原子力規制委員会規則第一号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月四日

経済産業大臣　武藤　容治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介

原子力発電工作物に係る電気関係報告規則及び原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第一条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

（原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第二条　原子力発電工作物に係る電気事業法関係手数料規則（平成二十四年経済産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「第百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和七年六月六日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1210　（略） 1211　解析機能付き心臓運動負荷モニタリングシステム用プログラム **別表第３** １～1227　（略） 1228　家庭用精液注入用シリンジ	**別表第１** １～1210　（略） （新設） **別表第３** １～1227　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～505　（略） 506　家庭用精液注入用シリンジ	**別表** １～505　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二 一～十二　（略） 十三　家庭用精液注入用シリンジ	**別表第二** 一～十二　（略） （新設）

○厚生労働省告示第百四十二号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の四第一項第二号及び第三号（これらの規定を船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）第十五条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

令和七年度における出産育児一時金等の支給に要する費用の見込額の算定に関して厚生労働大臣が定める率

区分	率
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇〇〇
健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号（船員保険法施行規則第百五十九条の四及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第十五条の三において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める率	〇・九〇〇八一